

## 公益法人会計における内部管理事項について

平成 17 年 3 月 23 日  
公益法人等の指導監督等に関する  
関係省庁連絡会議幹事会申合せ

「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、新たな公益法人会計基準を適用する場合に実施すべき内部管理事項について、下記のとおり統一的な取扱いを申し合わせる。

### 記

#### 1 会計処理規程について

公益法人は、固定資産管理者、出納責任者、会計帳簿、収支の期間区分に関する事項、科目間の流用及び予備費の使用等の予算に関する事項等、会計処理のために必要な事項について会計処理規程を作成するものとする。

当該会計処理規程で定める予算に関する事項は、次のようなものが含まれるものとする。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行わなければならない。
- (2) 収支予算書は、原則として、当該事業年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該事業年度中においてこれを変更することができる。

#### 2 会計帳簿について

##### (1) 主要簿

公益法人は、次の主要簿を備え、すべての取引を記帳しなければならない。

- イ 仕訳帳
- ロ 総勘定元帳

##### (2) 補助簿

公益法人は、原則として次に掲げる補助簿を備え、関係事項を記帳しなければならない。

- イ 現金出納帳
- ロ 預金出納帳
- ハ 収支予算の管理に必要な帳簿
- ニ 固定資産台帳
- ホ 基本財産台帳

- へ 特定資産台帳
- ト 会費台帳
- チ 指定正味財産台帳

(3) 会計帳簿の様式

会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成するものとする。

### 3 収支予算書について

収支予算書は、以下に掲げる事項に留意して作成するものとする。ただし、従前の例による作成も妨げない。

- (1) 収支予算書は、当該事業年度において見込まれるすべての収入及び支出の内容を明りょうに表示するものでなければならない。
- (2) 収支予算書の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。
- (3) 収支予算書は、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分するものとする。
- (4) 収支予算書は、様式 1 に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式 4 - 1 に準じ総括表を併せて作成するものとする。なお、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、総括表において相殺消去するものとする。
- (5) 収支予算書には、次の事項を注記するものとする。
  - イ 借入金限度額
  - ロ 債務負担額

### 4 収支計算書について

収支計算書は、以下に掲げる事項に留意して作成するものとする。ただし、従前の例による作成も妨げない。

- (1) 収支計算書は、当該事業年度におけるすべての収入及び支出の内容を明りょうに表示するものでなければならない。
- (2) 収支計算書の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。
- (3) 収支計算書は、収支の予算額と決算額とを対比して表示しなければならない。
- (4) 収支計算書は、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分するものとする。
- (5) 収支計算書は、様式 2 に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式 4 - 2 に準じ総括表を併せて作成するものとする。なお、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、総括表において

相殺消去するものとする。

(6) 収支計算書には、次の事項を注記するものとする。

イ 資金の範囲

ロ 資金の範囲を変更したときは、その旨及び当該変更による影響額

ハ 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

ニ 予算額と決算額との差異が著しい科目については、その科目及びその理由

ホ 科目間の流用及び予備費の使用があった場合には、当該科目及び金額

ヘ その他公益法人の収支の状況を明らかにするために必要な事項

## 5 書類の保存について

公益法人の財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録をいう。ただし、大規模公益法人においては、キャッシュ・フロー計算書も含む。）会計帳簿、収支予算書及び収支計算書は、最低10年間保存しなければならない。

別表

## 収支予算書及び収支計算書の科目

ここに示した科目は、一般的、標準的なものであり、事業の種類、規模等に応じて科目を追加又は省略することができる。なお、必要に応じて小科目を設定することが望ましい。

収支予算書及び収支計算書に係る科目及び取扱要領  
(事業活動収支の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
事業活動収入		
基本財産運用収入	基本財産利息収入 基本財産配当金収入 基本財産賃貸料収入	基本財産の運用による収入
特定資産運用収入	特定資産利息収入 特定資産配当金収入	特定資産の運用による収入
入会金収入	入会金収入	
会費収入	正会員会費収入 特別会員会費収入 賛助会員会費収入	
事業収入	事業収入	
補助金等収入	国庫補助金収入 地方公共団体補助金収入 民間補助金収入 受託収入 国庫助成金収入 地方公共団体助成金収入 民間助成金収入	
負担金収入	負担金収入	
寄付金収入	寄付金収入 募金収入	

雑収入	受取利息収入 有価証券運用収入 雑収入	
他会計からの繰入金収入	 会計からの繰入金収入	(注2)
事業活動支出 事業費支出	 給料手当支出 臨時雇賃金支出 退職給付支出 福利厚生費支出 旅費交通費支出 通信運搬費支出 消耗什器備品費支出 消耗品費支出 修繕費支出 印刷製本費支出 燃料費支出 光熱水料費支出 賃借料支出 保険料支出 諸謝金支出 租税公課支出 負担金支出 前払金支出 寄付金支出 委託費支出 雑支出	 事業の目的のために直接要した支出で管理費支出以外のもの
管理費支出	 役員報酬支出 給料手当支出 退職給付支出 福利厚生費支出 会議費支出 旅費交通費支出 通信運搬費支出 消耗什器備品費支出 消耗品費支出 修繕費支出 印刷製本費支出 燃料費支出	 各種の業務を管理するため、毎年度経常的に要する支出

他会計への繰入金支出	光熱水料費支出 賃借料支出 火災保険料支出 諸謝金支出 租税公課支出 負担金支出 寄付金支出 支払利息支出 雑支出	(注2)
	会計への繰入金支出	

(投資活動収支の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
投資活動収入		
基本財産取崩収入	土地売却収入 投資有価証券売却収入	
特定資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入 減価償却引当資産取崩収入	
固定資産売却収入	土地売却収入 建物売却収入 車両運搬具売却収入 什器備品売却収入	固定資産の売却による収入
投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入	
敷金・保証金戻り収入	敷金戻り収入 保証金戻り収入	
投資活動支出		
基本財産取得支出	土地取得支出 投資有価証券取得支出	

特定資産取得支出	退職給付引当資産取得支出 減価償却引当資産取得支出	
固定資産取得支出	土地購入支出 建物建設（購入）支出 構築物建設支出 車両運搬具購入支出 什器備品購入支出 建設仮勘定支出 借地権購入支出	
投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出	
敷金・保証金支出	敷金支出 保証金支出	

（財務活動収支の部）

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
財務活動収入 借入金収入	短期借入金収入 長期借入金収入	
財務活動支出 借入金返済支出	短期借入金返済支出 長期借入金返済支出	

（その他）

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
予備費支出	予備費支出	収支予算書上の科目
当期収支差額	当期収支差額	
前期繰越収支差額	前期繰越収支差額	
	前期繰越収支差額	

次期繰越収支差額	次期繰越収支差額	資金の範囲は原則として現金預金及び短期債権債務とする。
----------	----------	-----------------------------

(注1) 収支予算書に係る注記事項

- 1 借入金限度額 ……当該年度中において許容される短期借入の最高限度額をいう。
- 2 債務負担額 ……次年度以降の各年度において許容される債務負担の最高限度額及びその累計額をいう。

(注2) 他会計からの繰入金収入及び他会計への繰入金支出の区分について

他会計からの繰入金収入及び他会計への繰入金支出については、事業活動収支の部に限らず、性質に応じ適切に区分するものとする。



様式 1

## 収 支 予 算 書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
入会金収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
会費収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
事業収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
補助金等収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
事業活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×	
2. 事業活動支出				
事業費支出	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
管理費支出	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
事業活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×	
事業活動収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
固定資産売却収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
投資活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×	
2. 投資活動支出				
固定資産取得支出	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
投資活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×	
投資活動収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
借入金収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
財務活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×	
2. 財務活動支出				
借入金返済支出	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
財務活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×	
財務活動収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
予備費支出	× × ×	× × ×	× × ×	
当期収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
前期繰越収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
次期繰越収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	

(注) 1 借入金限度額   × × × 円

2 債務負担額   × × × 円 (   年度   円、   年度   円..... )

様式 2

## 収 支 計 算 書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
入会金収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
会費収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
事業収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
補助金等収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
事業活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×	
2. 事業活動支出				
事業費支出	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
管理費支出	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
事業活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×	
事業活動収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
固定資産売却収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
投資活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×	
2. 投資活動支出				
固定資産取得支出	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
投資活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×	
投資活動収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
借入金収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
財務活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×	
2. 財務活動支出				
借入金返済支出	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
財務活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×	
財務活動収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
予備費支出	× × ×		× × ×	(注)
.....				
当期収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
前期繰越収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
次期繰越収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	

(注) 予備費 × × × は 支出に充当使用した額である。

様式 3

収支計算書に対する注記

1 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収金、未払金、……及び……を含めている。なお、前期末及び当期末残高は、下記 2 に記載するとおりである。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	× × ×	× × ×
未 収 金	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
合 計	× × ×	× × ×
未 払 金	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
合 計	× × ×	× × ×
次期繰越収支差額	× × ×	× × ×

様式 4 - 1

収支予算書総括表

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	一般会計	特別会計	特別会計	内部取引消去	合 計
事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
中科目別記載					
事業活動収入計					
2. 事業活動支出					
中科目別記載					
事業活動支出計					
事業活動収支差額					
投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
中科目別記載					
投資活動収入計					
2. 投資活動支出					
中科目別記載					
投資活動支出計					
投資活動収支差額					
財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
中科目別記載					
財務活動収入計					
2. 財務活動支出					
中科目別記載					
財務活動支出計					
財務活動収支差額					
予備費支出					
当期収支差額					
前期繰越収支差額					
次期繰越収支差額					

(記載上の注意) 当該事業年度の予算額のみを計上する。

様式 4 - 2

収支計算書総括表

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	一般会計	特別会計	特別会計	内部取引消去	合 計
事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
中科目別記載					
事業活動収入計					
2. 事業活動支出					
中科目別記載					
事業活動支出計					
事業活動収支差額					
投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
中科目別記載					
投資活動収入計					
2. 投資活動支出					
中科目別記載					
投資活動支出計					
投資活動収支差額					
財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
中科目別記載					
財務活動収入計					
2. 財務活動支出					
中科目別記載					
財務活動支出計					
財務活動収支差額					
当期収支差額					
前期繰越収支差額					
次期繰越収支差額					

(記載上の注意) 当該事業年度の決算額のみを計上する。